

審 議 結 果 速 報

(令和8年6月29日)

陳情7年男女協働第11号

鳥 取 県 議 会

陳 情 審 議 結 果

令和8年6月定例会

陳情（継続）・地域県土警察常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
7年-11 (R7.6.2)	男女協働	旧姓の通称使用の法制化を求める陳情	研究留保 (R8.6.29)

▶陳情事項

夫婦同姓制度を維持するとともに、国民が求めている「婚姻に伴う改姓後の不便さや不利益を」完全に解消することができる「旧姓の通称使用」の法制化を速やかに実現することを求める意見書を国に対し提出すること。

▶所管委員長報告（R8.6.29本会議）会議録暫定版

夫婦同氏制度の維持、旧姓の通称使用の法制化については、婚姻制度や家族の在り方と関係する重要な問題であり、国において国民の理解のもとに慎重に進められるべきものであること。

さらに、夫婦の氏に関する問題については、令和8年3月13日に閣議決定された第6次男女共同参画基本計画においても、夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方に関し、国民各層の意見や国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断も踏まえ、更なる検討を進めることとされていること。

現在、開会中の国会においても夫婦の氏に関する問題について結論には至らず、現段階ではこの議論の行方を見守ることが適当であるという意見があり、本件陳情は「研究留保」とすべきものと決定しました。

▶陳情理由

女性の社会進出が進み、婚姻後も旧姓の使用を希望する人が増えている。これに関し世論は、家族の同姓原則を維持しつつ、生活の不便不利益を解消する通称使用の制度化を約5割が望み、一方、別姓制度の導入は約7割が子供への悪影響を心配している。

令和2年の政府の「第5次男女共同参画基本計画」では「改姓した人が不便さや不利益を感じることがないように、引き続き旧姓の通称使用の拡大や周知に取り組む」ことが明記されている。

そこで、政府は夫婦同姓制度を維持するとともに、「第5次男女共同参画基本計画」に基づき、婚姻に伴う改姓後の不便さや不利益の解消に向け、マイナンバーカードや運転免許証への旧姓併記や、旧姓で銀行口座の開設などができるよう、旧姓の通称使用の拡大や周知に取り組んできた。

しかし、旧姓の通称使用は法律に基づくものではないことから、政府や地方自治体、業界の取組には違いが残り、社会生活上の不便さや不利益が完全に解消されたわけではない。

よって、政府、国会におかれては、改姓後の不便さや不利益を完全に解消するため、旧姓の通称使用の法制化を速やかに実現するよう要望する。

男女協働未来創造本部（未来創造課）

【現 状】

- 1 民法第750条により婚姻後は「夫又は妻の氏を称する」、戸籍法第74条により婚姻時に「夫婦が称する氏」を届け出なければならないとされている。
- 2 令和2年12月に閣議決定された「第5次男女共同参画基本計画」においては、「現在、身分証明書として使われるパスポート、マイナンバーカード、免許証、住民票、印鑑登録証明書なども旧姓併記が認められており、旧姓の通称使用の運用は拡充されつつあるが、国・地方一体となった行政のデジタル化・各府省間のシステムの統一的な運用などにより、婚姻により改姓した人が不便さや不利益を感じることをないよう、引き続き旧姓の通称使用の拡大やその周知に取り組む」とされていた。
- 3 令和3年12月に内閣府が行った「家族の法制に関する世論調査」によると、「旧姓の通称使用についての法制度を設けた方がよい」と答えた者の割合が約4割であった。
- 4 令和4年9月に内閣府と金融庁が共同で実施した「旧姓による預金口座開設等に係るアンケート調査」によると、マネーロンダリング等防止対応に懸念があること、またシステム改修が必要であることなどを理由として、銀行の約3割、信用金庫の約4割、信用組合の約9割で、旧姓による預金口座開設等に対応していない。
- 5 令和6年9月に内閣府が行った「男女共同参画社会に関する世論調査」によると、仮に結婚して戸籍上の姓が変わった際、働くときに旧姓の通称使用を希望する割合は、前回令和4年の調査と比較して男女ともに増加している。
- 6 令和7年8月に内閣府が公表した「各種国家資格、免許等における旧姓使用の現状等」の調査によると、全ての国家資格、免許等で旧姓使用が認められている。
- 7 令和8年3月に閣議決定された「第6次男女共同参画基本計画」においては、「旧氏の単記も可能とする法制化を含めた基盤整備の検討を含め、旧氏使用の更なる拡大やその周知に取り組む」と追記されている。

＜内閣府「家族の法制に関する世論調査」＞（令和3年12月～令和4年1月、全国18歳以上の日本国籍を有する5,000人を無作為抽出、有効回収数：2,884人）

- ①現在の制度である夫婦同姓制度を維持した方がよい・・・・・・・・・・・・・・・・・・27.0%
- ②現在の制度である夫婦同姓制度を維持した上で、旧姓の通称使用についての法制度を設けた方がよい・・・・・・42.2%
- ③選択的夫婦別姓制度を導入した方がよい・・・・・・・・・・・・・・・・・・28.9%

＜内閣府・金融庁「旧姓による預金口座開設等に係るアンケート調査」＞（令和4年3月、銀行125行、信用金庫254金庫、信用組合145組合、労働金庫等）
旧姓口座に対応している・・・・銀行68.8%、信用金庫58.3%、信用組合12.4%、その他6.7%

＜内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」＞（令和6年9月～11月、全国18歳以上の日本国籍を有する5,000人を無作為抽出、有効回収数：2,673人）
働くときに旧姓の通称使用を希望する・・・・・・男性47.7%（前回44.2%）、女性39.6%（前回34.7%）

＜内閣府「各種国家資格、免許等における旧姓使用の現状等について」の調査＞（令和7年8月、332の国家資格、免許等における旧姓使用の現状等）

- ①資格取得時から旧姓使用ができるもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・332
- ②資格取得後に改姓した場合は、旧姓使用ができるもの・・・・・・・・・・0
- ③旧姓使用ができないもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・0

※参考法令

- 民法第750条 夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。
- 戸籍法第74条 婚姻をしようとする者は、左の事項を届書に記載して、その旨を届け出なければならない。(1)夫婦が称する氏